

# 一般社団法人 千葉県電業協会定款

平成23年2月14日制定

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人千葉県電業協会（以下「この法人」という。）と称する。

### (事務所の所在地)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉市中央区中央港1丁目13番1号に置く。

### (支部)

第3条 この法人に理事会の決議を経て支部を設けることができる。

2 支部に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

### (目的)

第4条 この法人は、電気工事の重要性及び危険性にかんがみ、その適正な執行と電気工事業の健全な発達を促進し、県民への電気工事に関する知識の普及、電気工事の安全性の確保等に関する事業を行うことにより、電気工事に係る事故を防止し、もって県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 防災のための相互協力体制の形成に関する事業
- 二 県内高等学校等への就労支援事業並びに電気工事業及びその関連産業の知識の普及・啓発に関する事業
- 三 電気工事に関する技能の向上、能率増進及び雇用の促進に寄与するための調査研究並びに講習会等の開催
- 四 電気工事業の健全な発展に資するため、電気工事業者及び一般市民等に対する研修等の事業
- 五 電気工事による事故防止のための調査研究
- 六 電気工事に関わる環境負荷の低減並びに資材、器具及び工具の調査研究
- 七 電気工事に関する出版物の刊行その他資料の作成及び表彰
- 八 官公庁、その他関係機関に対する建議、陳情及び諮問に対する答申
- 九 その他前各号の事業を達成するために必要な事業

### (公告の方法)

第6条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第2章 会員及び会費

### (会員)

第7条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- 一 正会員 千葉県内に主たる事業所を有する法人で、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき電気工事業の許可を受けた者であって、この法人の目的に賛同して入会した電気工事業者
- 二 賛助会員 この法人の事業に協力する者又は総会において推薦された者であって、この法人の目的に賛同して入会した者

### (正会員等の資格の取得)

第8条 この法人の正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の承認を得なければならない。

### (入会金及び会費)

第9条 前条の規定により正会員又は賛助会員としての承認を得た者は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。但し、賛助会員は入会金の納入を要しない。

2 入会等に関して必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

### (任意退会)

第10条 正会員及び賛助会員は、理事会の議決を経て会長が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

### (除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員总数の3分の2以上の決議により、これを除名することができる。

- 一 この定款又はその他の規則に違反したとき。
  - 二 この法人の名誉をき損し、又は設立の趣旨に反する行為をしたとき。
  - 三 この法人に対してなした犯罪により刑罰を科せられたとき。
  - 四 その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 第1項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

### (会員の資格喪失)

第12条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 退会したとき。
- 二 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。
- 三 正当な理由なく会費を当該事業年度内に納入しないとき。
- 四 除名されたとき。

五 正会員にあっては建設業法に基づく電気工事業の許可を失ったとき。

六 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 会員資格の喪失に関して必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。  
(会費の不返還)

第 13 条 この法人は、会員が資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 総 会

#### (構 成)

第 14 条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

#### (権 限)

第 15 条 総会は、次の事項について決議する。

一 会員の除名

二 理事及び監事の選任又は解任

三 理事又は監事の報酬等に関する規程

四 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

五 定款の変更

六 解散及び残余財産の処分

七 その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### (種別及び開催)

第 16 条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、これをもって法人法上の定時社員総会及び臨時社員総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後 2 カ月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

一 理事会が招集の必要を認めたとき

二 正会員総数の 5 分の 1 以上から、会長に対し、臨時総会の目的である事項及び招集の理由を示して臨時総会招集の請求があったとき

#### (招 集)

第 17 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集するときは、正会員に対して、開催の日時、場所及び総会の目的たる事項を記載した書面により、少なくとも総会の 1 週間前までに通知をしなければならない。但し、総会に出席できない正会員が書面によって議決権を行使でき

ることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

3 総会に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(議長)

第 18 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 19 条 総会における正会員の議決権は、正会員 1 人につき 1 個とする。

(決議)

第 20 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の過半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 会員の除名

二 監事の解任

三 定款の変更

四 解散

五 その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第 21 条 総会に出席できない正会員は、予め議案として通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の出席する正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合、書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に参入する。

(決議の省略)

第 22 条 理事又は正会員が総会の目的たる事項について提案をした場合において、その提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第 23 条 理事が正会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことにつき、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第 24 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員のうちから議長が選出する議事録署名人 2 名が、記名押印する。

## 第4章 役 員

### (役員の設置)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

一 理事 3名以上20名以内

二 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、7名以内を常任理事（会長、副会長を含む）、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 役員に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

### (役員の選任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。この場合において、理事のうち1名、監事のうち1名は、正会員以外の者から選任することができる。

2 会長、副会長、常任理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

### (理事の親族制限)

第27条 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事、その配偶者及び三親等以内の親族、並びに当該理事と特別の関係がある者が理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 前項の特別の関係がある者とは、次に掲げるものとする。

一 当該理事と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

二 当該理事の使用人

三 前2号に掲げる者以外の者であって、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

四 前2号に掲げる者の配偶者

五 第1号から第3号までに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

### (理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 常任理事は、会長、副会長を補佐し、この法人運営の基本的事項について協議

する。

- 5 常務理事は、常勤として会長、副会長及び常任理事を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 6 会長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第 29 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
  - 3 監事の監査については、法令及びこの定款に定めるもののほか、監事全員により定める監事監査規程によるものとする。
  - 4 監事は、総会及び理事会に出席し、必要があると認めるとときは、意見を述べなければならない。

(役員の任期等)

- 第 30 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された理事又は監事の任期は、前任者又は他の理事又は監事の残任期間とする。
  - 3 理事又は監事は、第 25 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第 31 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第 32 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び正会員以外から選任した監事には、報酬を支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
  - 3 理事及び監事の報酬等に関して必要な事項は、総会の決議により別に定める。

(責任の一部免除)

- 第 33 条 この法人は、役員の法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任賠償額を控除して得た額を限度として免除することができる。

## 第5章 理事会

### (構 成)

第34条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権 限)

第35条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるものほか、次に掲げる職務を行う。

一 この法人の業務執行の決定

二 理事の職務の執行の監督

三 会長、業務執行理事、副会長、常任理事及び常務理事の選定及び解職

### (招 集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

### (議 長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

### (決 議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

### (決議の省略)

第39条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事がその提案について異議を述べたときを除く。)は、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

### (報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第28条第6項の規定による報告については、適用しない。

### (議事録)

第41条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 常任理事会及び委員会

### (常任委員会)

第42条 会長、副会長、常任理事及び常務理事は、常任理事会を構成し、この法人運営の基本的事項のうち理事会の決議に基づき委任された事項を処理する。

2 常任理事会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

(委員会)

第 43 条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任する。

3 委員会の種類、組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 44 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 一 設立当初の財産目録に記載された財産
- 二 入会金収入
- 三 会費収入
- 四 その他の収入

(事業年度)

第 45 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(資産の管理)

第 46 条 この法人の資産の管理は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(経費の支弁)

第 47 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 48 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度開始前に収支予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度予算に準じ収入、支出することができる。この場合の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

3 第 1 項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならぬ。

- 一 事業報告書
  - 二 事業報告の付属明細書
  - 三 貸借対照表
  - 四 正味財産増減計算書
  - 五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書
  - 六 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 前項の承認を受けた第3号の貸借対照表については、通常総会の終結後遅滞なく公告するものとする。
- 4 第2項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- (剩余金)
- 第50条 総会は、会員、その他の者に対し、剩余金を分配する旨の決議をすることができない。

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第51条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

### (解散)

第52条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

### (残余財産の帰属)

第53条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 事務局

### (設置等)

第54条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 第10章 捕 則

### (委 任)

第 55 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は並木鷹男、業務執行理事は杉本文夫とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第45条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 社団法人千葉県電業協会の諸規程等は、一般社団法人千葉県電業協会の諸規程等として引き継ぐものとして、法人格の表記は読み替えるものとする。

### 附 則

この定款は、平成24年5月23日から一部変更して施行する。